

平成30年度 公益財団法人秋田県女性会館 第3回理事会議事録

1 日 時 平成30年12月27日(木) 午前10時から午前12時まで

2 会 場 秋田県女性会館 第2実技研修室(アトリオン7F)

3 出席者 理事現在数11名 定足数6名

[理事出席者] 理事 高山万紀子 理事 小玉喜久子 理事 佐藤加代子 理事 烏トキエ
理事 柴田照子 理事 鈴木悠子 理事 三橋由美子 理事 庄内公子(以上8名)

[理事欠席者] 理事 中川聖子 理事 山田京子 理事 鷺谷マツ(以上3名)

[監事出席者] 監事 小林章 監事 川越よし子(以上2名)

4 議 題

[決議事項]

第1号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産について(案)

第2号議案 公益財団法人秋田県女性会館寄附金取扱規程の一部改定について(案)

第3号議案 公益財団法人秋田県女性会館経営改善計画について(案)

(1)新講座について

(2)講座の広告について

(3)公益財団法人秋田県女性会館の調査研究事業について

(4)その他

第4号議案 平成30年度第2回評議員会の招集について(案)

[報告事項]

(1)受講料収入について

(2)講師報酬及び講師報酬激変緩和対策について

(3)その他

5 議事の経過の概要及びその結果

定款第35条の規定に基づき、高山万紀子代表理事が議長となり、議事に入った。

はじめに本理事会は、定款第36条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立し、決議できる条件を満たしていることを確認の上、報告事項、決議事項の順に審議に入った。

[報告事項]

(1)受講料収入について

このことについて、業務執行理事より資料に基づき途中経過の報告が行われ、出席理事全員に了承された。

(2)講師報酬及び講師報酬激変緩和対策について

このことについて、業務執行理事より、第2回理事会決議事項の実施状況について、資料に基づき報告が行われ、出席理事全員に了承された。

(3)その他

その他の報告はなかった。

[決議事項]

第1号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産について(案)

このことについて、業務執行理事より資料に基づき説明が行われた。その後質疑が行われ、第2回理事会で決議したとおり、特定資産・流動資産間の資金移動については、経営改善計画実施の経過措置としてやむを得ないこととして、原案どおり出席理事全員一致で決議された。

また、今年度内に流動資産の不足が見込まれることから、基本財産の一部を取り崩すことについて協議し、出席理事全員一致で取り崩し案を決議した。なお、このことについて、評議員会を招集する案を本日の第4号議案で協議することとした。

第2号議案 公益財団法人秋田県女性会館寄附金取扱規程の一部改定について(案)

このことについて、業務執行理事より資料に基づき説明が行われた。その後質疑が行われ、規程の第7条に第3項を加え、払込取扱票(様式6)を用いて寄附金を納付することができる

ようにする旨の改定案が出席理事全員一致で決議された。

第3号議案 公益財団法人秋田県女性会館経営改善計画について (案)

- (1) 新講座について
- (2) 講座の広告について
- (3) 公益財団法人秋田県女性会館の調査研究事業について
- (4) その他

このことについて、(1)(2)について業務執行理事、(3)について代表理事より資料に基づき説明が行われた。その後質疑が行われ、(1)については、受講者を呼べる魅力ある講座を次年度開設すること、(2)については、広告の媒体、時期、新聞広告紙面枠等の具体的決定がされ、(3)については継続協議とすることとし、原案どおり出席理事全員一致で決議された。(4)のその他の提案はされなかった。

第4号議案 平成30年度第2回評議員会の招集について (案)

このことについて、代表理事から会議の日時、場所、招集目的についての説明があり、質疑が行われた後、出席理事全員一致で原案どおり決議された。

以上、この議事録が正確であることを証明するために、出席した代表理事並びに監事は次のとおり署名押印する。

なお、軽易な文言の修正は、代表理事に委任する。

平成30年2月5日

公益財団法人秋田県女性会館

議長 代表理事

高山 万紀子

監 事

小林 章

監 事

川越 よし子

